

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社ジェイ・クリエイター（以下「会社」という。）と、過半数代表社員石井教は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

- 第1条** 本協定は、派遣先で各業務に従事する従業員（以下「派遣社員」という。）に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 会社は、派遣社員について、前項の労働契約の期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

- 第2条** 派遣社員の賃金は、基本給（賞与・退職手当を含む）、能力手当、調整手当、時間外手当、深夜割増手当、休日勤務手当、通勤手当とする。

（賃金の決定方法）

- 第3条** 派遣社員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」（以下「一般労働者の平均賃金」という。）は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の額とする。
- ① 比較対象となる同種の業務に従事する一般労働者の職種は『令和4年8月26日職発0826第1号『令和5年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について』（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額」（厚生労働省）の「小分類」とする。
- ② 地域調整については、就業地（派遣先の事業所等）に応じ、通達に定める以下の「地域指数」を乗じて調整する。
- 宮城県：97.0、秋田県：86.6
- ③ 一般退職金は、通達第2の3に基づき5%とする。
- 2 比較にあたっては、通達第3の4に基づき「一般基本給・賞与等」と「一般退職金」の合算による比較方法により対応するものとする。通勤手当は、基本給とは分離し、第6条のとおりとする。

- 第4条** 派遣社員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- ①別表1の「一般労働者の平均賃金」と同額以上であること
- ②別表2の各等級と別表1の「一般労働者の平均賃金」との対応は次のとおりとすること
- Aランク：10年、Bランク：5年、Cランク：0年
- 2 会社は、第8条の規定による派遣社員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～35%の範囲で能力手当を支払う。又、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するよう努めるものとする。

- 第5条** 派遣社員の時間外手当、深夜割増手当、休日勤務手当は、派遣就業規則第52条に準じて、法律の定めに従って支給する。

- 第6条** 派遣社員の通勤手当は、月額30,000円までの範囲内において、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

- 第7条** 派遣社員の退職手当は、基本給（賞与を含む）の額の5%の額を前払い退職金として支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

- 第8条** 賃金の決定は、1年ごとに行う勤務評価を活用する。職務の内容、職務の成果、意欲、能力または経験その他の就業の実態に関する事項の向上があった場合は派遣就業規則第53条に準じて、賃金を改善するものとする。

（賃金以外の待遇）

- 第9条** 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、就業規則第7章から第13章までの規定を準用する。

（教育訓練）

- 第10条** 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社ジェイ・クリエイター教育訓練実施計画」にしたがって、着実に実施する。

（その他）

- 第11条** 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

（有効期間）

- 第12条** 本協定の有効期間は、2023年4月1日から2024年3月31日まで1年間とする。

2023年2月24日

株式会社ジェイ・クリエイター 代表取締役 中村美都

株式会社ジェイ・クリエイター 過半数代表者 石井教



【別表1】一般労働者の平均賃金

職業安定業務統計 小分類		基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値					
			1年	2年	3年	5年	10年	20年
031 会社の管理職員	1. 通達に定める職業安定業務統計	1,580	1,836	1,984	2,040	2,182	2,389	3,024
	2. 地域調整(宮城 97.0)	1,533	1,781	1,925	1,979	2,117	2,318	2,934
	3. 退職金 5% 上乗せ	1,610	1,871	2,022	2,078	2,223	2,434	3,081
	一般労働者の平均賃金	1,610	1,871	2,022	2,078	2,223	2,434	3,081
072 電気・電子開発技術者	1. 通達に定める職業安定業務統計	1,274	1,480	1,600	1,645	1,759	1,926	2,438
	2. 地域調整(宮城 97.0)	1,236	1,436	1,552	1,596	1,707	1,869	2,365
	3. 退職金 5% 上乗せ	1,298	1,508	1,630	1,676	1,793	1,963	2,484
	一般労働者の平均賃金	1,298	1,508	1,630	1,676	1,793	1,963	2,484
109 その他の情報処理技術者等	1. 通達に定める職業安定業務統計	1,303	1,514	1,637	1,682	1,799	1,970	2,494
	2. 地域調整(宮城 97.0)	1,264	1,469	1,588	1,632	1,746	1,911	2,420
	3. 退職金 5% 上乗せ	1,328	1,543	1,668	1,714	1,834	2,007	2,541
	一般労働者の平均賃金	1,328	1,543	1,668	1,714	1,834	2,007	2,541
257 総合事務員	1. 通達に定める職業安定業務統計	1,033	1,200	1,297	1,334	1,427	1,562	1,977
	2. 地域調整(宮城 97.0)	1,003	1,164	1,259	1,294	1,385	1,516	1,918
	3. 退職金 5% 上乗せ	1,054	1,223	1,322	1,359	1,455	1,592	2,014
	一般労働者の平均賃金	1,054	1,223	1,322	1,359	1,455	1,592	2,014
281 営業・販売事務員	1. 通達に定める職業安定業務統計	1,132	1,315	1,422	1,461	1,563	1,712	2,167
	2. 地域調整(宮城 97.0)	1,099	1,276	1,380	1,418	1,517	1,661	2,102
	3. 退職金 5% 上乗せ	1,154	1,340	1,449	1,489	1,593	1,745	2,208
	一般労働者の平均賃金	1,154	1,340	1,449	1,489	1,593	1,745	2,208
361 施設介護員	1. 通達に定める職業安定業務統計	1,074	1,248	1,349	1,387	1,483	1,624	2,056
	2. 地域調整(宮城 97.0)	1,042	1,211	1,309	1,346	1,439	1,576	1,995
	3. 退職金 5% 上乗せ	1,095	1,272	1,375	1,414	1,511	1,655	2,095
	一般労働者の平均賃金	1,095	1,272	1,375	1,414	1,511	1,655	2,095
531 金属プレス工	1. 通達に定める職業安定業務統計	1,073	1,247	1,348	1,385	1,482	1,622	2,054
	2. 地域調整(秋田 86.6)	930	1,080	1,168	1,200	1,284	1,405	1,779
	3. 退職金 5% 上乗せ	977	1,134	1,227	1,260	1,349	1,476	1,868
	一般労働者の平均賃金	977	1,134	1,227	1,260	1,349	1,476	1,868
543 精穀・製粉製造工等	1. 通達に定める職業安定業務統計	1,037	1,205	1,302	1,339	1,432	1,568	1,985
	2. 地域調整(秋田 86.6)	899	1,044	1,128	1,160	1,241	1,358	1,720
	3. 退職金 5% 上乗せ	944	1,097	1,185	1,218	1,304	1,426	1,806
	一般労働者の平均賃金	944	1,097	1,185	1,218	1,304	1,426	1,806
553 保存食品製造工等	1. 通達に定める職業安定業務統計	1,004	1,167	1,261	1,296	1,387	1,518	1,922
	2. 地域調整(秋田 86.6)	870	1,011	1,093	1,123	1,202	1,315	1,665
	3. 退職金 5% 上乗せ	914	1,062	1,148	1,180	1,263	1,381	1,749
	一般労働者の平均賃金	914	1,062	1,148	1,180	1,263	1,381	1,749
556 飲料・たばこ製造工	1. 通達に定める職業安定業務統計	1,042	1,211	1,309	1,345	1,439	1,576	1,994
	2. 地域調整(秋田 86.6)	903	1,049	1,134	1,165	1,247	1,365	1,727
	3. 退職金 5% 上乗せ	949	1,102	1,191	1,224	1,310	1,434	1,814
	一般労働者の平均賃金	949	1,102	1,191	1,224	1,310	1,434	1,814
565 プラスチック製品製造工	1. 通達に定める職業安定業務統計	1,065	1,238	1,338	1,375	1,471	1,610	2,038
	2. 地域調整(秋田 86.6)	923	1,073	1,159	1,191	1,274	1,395	1,765
	3. 退職金 5% 上乗せ	970	1,127	1,217	1,251	1,338	1,465	1,854
	一般労働者の平均賃金	970	1,127	1,217	1,251	1,338	1,465	1,854
582 束線工	1. 通達に定める職業安定業務統計	941	1,093	1,182	1,215	1,300	1,423	1,801
	2. 地域調整(秋田 86.6)	815	947	1,024	1,053	1,126	1,233	1,560
	3. 退職金 5% 上乗せ	856	995	1,076	1,106	1,183	1,295	1,638
	一般労働者の平均賃金	856	995	1,076	1,106	1,183	1,295	1,638
628 ゴム製品検査工等	1. 通達に定める職業安定業務統計	987	1,147	1,240	1,274	1,363	1,492	1,889
	2. 地域調整(秋田 86.6)	855	994	1,074	1,104	1,181	1,293	1,636
	3. 退職金 5% 上乗せ	898	1,044	1,128	1,160	1,241	1,358	1,718
	一般労働者の平均賃金	898	1,044	1,128	1,160	1,241	1,358	1,718
629 その他の製品検査の職業	1. 通達に定める職業安定業務統計	1,035	1,203	1,300	1,336	1,429	1,565	1,981
	2. 地域調整(秋田 86.6)	897	1,042	1,126	1,157	1,238	1,356	1,716
	3. 退職金 5% 上乗せ	942	1,095	1,183	1,215	1,300	1,424	1,802
	一般労働者の平均賃金	942	1,095	1,183	1,215	1,300	1,424	1,802
771 製品包装作業員	1. 通達に定める職業安定業務統計	1,001	1,163	1,257	1,292	1,382	1,514	1,916
	2. 地域調整(秋田 86.6)	867	1,008	1,089	1,119	1,197	1,312	1,660
	3. 退職金 5% 上乗せ	911	1,059	1,144	1,175	1,257	1,378	1,743
	一般労働者の平均賃金	911	1,059	1,144	1,175	1,257	1,378	1,743

【別表 2】派遣社員の基本給

職種	等級	派遣社員の賃金		対応する別表 1 の一般労働者の平均賃金
031 会社の管理職員	A ランク	2,470	≧	平均賃金
	B ランク	2,230		労働者の経験
	C ランク	1,630		
072 電気・電子開発技術者	A ランク	1,970	≧	2,434
	B ランク	1,800		10 年
	C ランク	1,300		5 年
109 その他の情報処理技術者等	A ランク	2,010	≧	2,223
	B ランク	1,840		0 年
	C ランク	1,330		1,610
257 総合事務員	A ランク	1,600	≧	1,963
	B ランク	1,460		10 年
	C ランク	1,060		5 年
281 営業・販売事務員	A ランク	1,750	≧	1,793
	B ランク	1,600		0 年
	C ランク	1,160		1,298
361 施設介護員	A ランク	1,660	≧	2,007
	B ランク	1,520		10 年
	C ランク	1,110		5 年
531 金属プレス工	A ランク	1,480	≧	1,834
	B ランク	1,350		0 年
	C ランク	1,000		1,328
543 精穀・製粉製造工等	A ランク	1,500	≧	1,592
	B ランク	1,310		10 年
	C ランク	970		5 年
553 保存食品製造工等	A ランク	1,500	≧	1,455
	B ランク	1,300		0 年
	C ランク	970		1,054
556 飲料・たばこ製造工	A ランク	1,500	≧	1,745
	B ランク	1,310		10 年
	C ランク	970		5 年
565 プラスチック製品製造工	A ランク	1,470	≧	1,593
	B ランク	1,340		0 年
	C ランク	1,000		1,154
582 束線工	A ランク	1,300	≧	1,655
	B ランク	1,190		10 年
	C ランク	930		5 年
628 ゴム製品検査工等	A ランク	1,360	≧	1,511
	B ランク	1,250		0 年
	C ランク	910		1,095
629 その他の製品検査の職業	A ランク	1,450	≧	1,476
	B ランク	1,300		10 年
	C ランク	960		5 年
771 製品包装作業員	A ランク	1,500	≧	1,349
	B ランク	1,300		0 年
	C ランク	970		977
				1,426
				10 年
				5 年
				944
				1,381
				10 年
				5 年
				914
				1,434
				10 年
				5 年
				949
				1,465
				10 年
				5 年
				970
				1,295
				10 年
				5 年
				856
				1,358
				10 年
				5 年
				898
				1,424
				10 年
				5 年
				942
				1,378
				10 年
				5 年
				911
				0 年

等級	労働者の能力
A ランク	担当部署の仕事全般を的確かつ迅速にこなす能力があり、所属部署内で指示・指導・育成ができる。
B ランク	指示された業務を的確かつ迅速にこなす能力があり、担当業務について指示・指導ができる。
C ランク	指示された業務を的確にこなす能力がある。